

申告期間
3/15(水)まで

市・府民税の申告 所得税の確定申告

税の申告を次のとおり受け付けます。会場・日時などを確認のうえ、期間内に申告してください。
申告期間前半（特に初日など）は窓口が混雑することが予想されますので、分散しての来場にご協力ください。

問合せ

- e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（作成コーナーの使い方など） ☎ 0570 (01) 5901 へ
- 吹田税務署 ☎ 06 (6330) 3911 へ

申告の受付会場・期間 ※吹田税務署、コミュニティプラザには相談会場を設けていません

| 区分 | 会場 | 期間（土・日曜日・祝日を除く） |
|----------|--|---|
| 市・府民税の申告 | 市役所1階ロビー | 2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～12時・午後1時～5時 |
| 所得税の確定申告 | JEC 日本研修センター江坂 (吹田市江坂町1-13-41 SRビル 江坂5階) | 2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後4時 ※2月19日(日)・2月26日(日)は実施 ※入場整理券の配布状況により、早めに 相談受付を終了する場合があります |

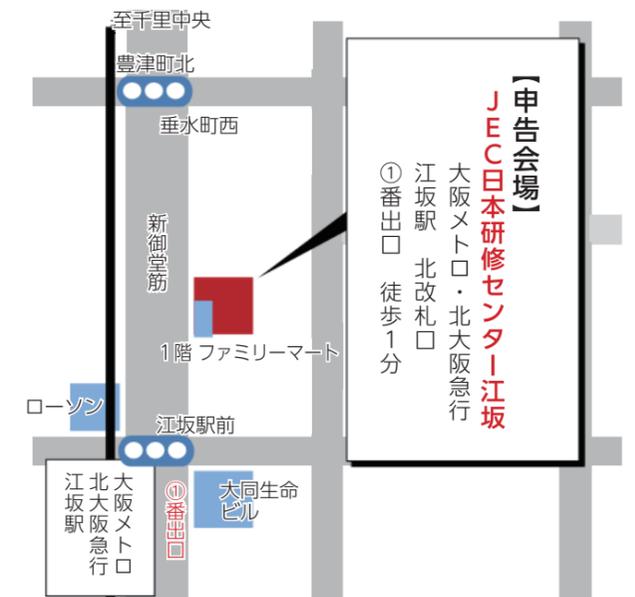
確定申告会場への入場には 「入場整理券」が必要です

- ①会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です（作成済申告書の提出のみであれば不要）。
- ②入場整理券は会場当日配布しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。※詳しくは下記QRへ
- ③入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。当日の配布状況は、国税庁ホームページから確認できます。
- ④筆記用具や計算器具などをご持参ください。



オンライン事前発行 (LINE) へ

確定申告会場の地図



市・府民税の申告

市・府民税の申告の受け付けを右ページ表のとおり行います（郵送も可能です）。

郵送先・問合せ 〒566-8555

（住所不要）市民税課市民税係

■申告が必要な人

- ▼令和5年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する人
 - ・前年中（令和4年1月1日～令和4年12月31日）に営業、農業、不動産、配当などの所得があった人
 - ・給与所得者（パート・アルバイトを含む）で勤務先から市へ給与支払報告書（源泉徴収票）の提出がない人
 - ・主たる給与所得以外の所得が20万円以下の人
- ▼前年中に会社を退職した人
- ▼令和5年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所・店舗などを持っている人
- ※国民健康保険料・介護保険料などの算定資料および諸証明の資料になりますので、前年中に所得がなかった人も申告が必要です。

■申告が必要ではない人

▼令和4年分の所得税の確定申告をする人

- ▼給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている人
- ▼公的年金収入のみで、各種所得控除を受けない人
- ※年末調整未済の源泉徴収票を持っている場合や2力所以上から給与の支払いを受けている場合、営業や不動産の収入がある場合は、市・府民税の申告ではなく、所得税の確定申告が必要になることがあります。

■申告に必要なもの

- ▼前年中の所得を証明する書類（源泉徴収票など）
- ▼各種所得控除を受ける人は、前年中に支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金、小規模企業共済などの証明書（領収書）、医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書、身体・精神障害者手帳、療育手帳、学生証などの控除に係る事項を証明するもの
- ▼本人確認書類（マイナンバーを確認できる書類と身元確認書類）
- ※代理人の場合は、代理人自身の身分確認書類・委任状に加えて、申請者本人の番号確認書類の写しが必要
- ▼被扶養者・専従者の番号確認書類の写し

障害者控除対象者 認定書の発行

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない場合でも、要支援2以上の認定を受けている65歳以上で手帳の交付と同程度の障害がある人には、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

同認定書は、市・府民税や所得税において障害者控除の適用を受けるために必要となります。希望者は、市役所1階・高齢介護課で手続きをしてください。

※認定書の発行には2週間程度かかります。
問合せ 高齢介護課介護保険係へ

所得税の確定申告

確定申告会場は、多くの納税者が来場し、大変混雑します。
令和4年分確定申告では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場の「3密を回避」する必要があります。

このため、自宅から「国税庁ホームページ」を利用し、マイナンバーカードまたはID・パスワードによるe-Tax（パソコン、スマートフォン）申告にご協力をお願いします。

令和4年分から青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成できます。

※マイナンバーカードの取得は市民課、申告用のID・パスワードの取得は吹田税務署へ

■医療費控除を受ける人へ

医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

※医療費の領収書は5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは提出が必要です。

■ふるさと納税をした人へ

寄附先自治体における納税ワンストップ特例の申請を行った場合でも、次の場合は、その年のふるさと納税の全額を確定申告または市・府民税申告を行う必要があります。

- ①確定申告書や市・府民税申告書を提出する場合
 - ②ふるさと納税の自治体が6団体以上となる場合
- 問合せ 市民税課へ